

10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)附則第67条の2第1項の規定により、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
一 般 会 計 より 受 入	25,225,897	国債整理基金特別会計へ繰入	339,525,897
借 入 金	314,300,000		
計	339,525,897		

(歳 入)

令和6年度における歳入予算額は 339,540,120千円
 であって、その内訳は
 当初予算額 340,114,714千円
 予算補正修正減少額 574,594千円
 であり、予算補正修正減少額は、既定予算の不用額を修正減少することに伴い、借入金の利子の支払財源に充てるための一般会計からの受入見込額を修正減少したものである。
 この予算額に対し
 収納済歳入額は 339,525,897千円
 であって、差引き 14,222千円
 の減少となった。これは一時借入金利子の支払がなかったので、一般会計より受入が少なかったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
一 般 会 計 より 受 入	25,240,120	25,225,897	△ 14,222	99
借 入 金	314,300,000	314,300,000	—	100
計	339,540,120	339,525,897	△ 14,222	99

(歳 出)

令和6年度における歳出予算現額は
 歳出予算額 339,540,120千円
 〔当初予算額 340,114,714千円〕
 〔予算補正修正減少額 574,594千円〕
 であり、予算補正修正減少額は、借入金の利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 339,525,897 千円

不用額は 14,222 千円

であって、不用額は、一時借入金利子の支払がなかったので、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国債整理基金特別会 計へ繰入	339,540,120	339,540,120	339,525,897	—	14,222	99

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

令和 6 年度における実績の概要は、次のとおりである。

(1) 借入金償還費

借入金償還費として 338,470,110 千円を支出した。

(2) 利 子

利子として 1,055,787 千円を支出した。

(3) 年度末債務残高

令和 6 年度末における年度末債務残高は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	6 年 度
期 首 残 高	1,088,239,903
借 入 金	314,300,000
償 還 額	338,470,110
年 度 末 残 高	1,064,069,793

(注) 6 年度の借入金 314,300,000 千円は、法附則第 206 条の 6 の規定により 6 年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入額であり、借入金債務残高が増加するものではない。